

2013年7月18日

原子力災害対策本部 生活支援チーム 御中
文科省研究開発局原子力損害賠償対策室 御中
経済産業省資源エネルギー庁 原子力損害対応室 御中
復興庁 御中

避難指示の解除および被ばく量の計測に関する質問

(7月31日政府交渉用)

1. 6月7日の政府（原子力災害対策本部・資源エネルギー庁・文部科学省）および市民との会合において、政府側は避難指示の解除について下記の通り説明した。

避難指示の解除にあたっては、インフラの復旧状況および放射線量の二点を考慮する。
放射線量の解除基準としては、今後1年間を積算して、20mSv以下となる数値をとる。
(政府の計算によれば、空間線量率として、 $3.8\mu\text{Sv}/\text{時}$)

- 1) 伊達市で2011年時点での特定避難勧奨地点が指定された際には、 $3.0\text{Sv}/\text{時}$ という基準が使われた。勧奨地点指定の基準よりも解除の基準が高いことは明らかに矛盾していると考えるがいかがか。実際に使われた解除の目安はあるのか。
- 2) 伊達市における特定避難勧奨地点の指定の際には、子ども・妊婦への影響に鑑みて、子ども・妊婦がいる世帯が優先的に指定された。解除の際にはこのような考慮はされたのか。
- 3) 南相馬市の特定避難勧奨地点に関しては、ほとんどの家庭が「子ども・妊婦基準（50cm高で $2.0\mu\text{Sv}/\text{時}$ ）で避難していた。解除に当たり敷地の玄関先や庭や通路で南相馬で地上50センチで2マイクロあれば解除されないと考えてよいか？
- 4) ICRP (Pub. 111) では、放射線防護にあたってはステークホルダーとの協議が必要であると勧告している。解除の検討の際には、住民の意向を確認するための協議を行うべきではないか。
- 6) ICRP (Pub. 103) における公衆の被曝限度 1mSv、国内法における 1mSv 基準（原子炉設置運転規則に基づく告示等）に鑑みて、避難指示解除の基準を年 20mSv とする

ことは不適切と考えるが、いかがか。

- 7) 国連人権理事会の「健康に対する権利」特別報告者のアナンド・グローバー氏は下記のように勧告している。

「避難者は、年間放射線量が可能な限り減少し、年間で 1mSv を下回るレベルになったときのみ帰還を推奨されるべきである。その間にも、政府は、すべての避難者が帰還するか避難し続けるかを自分で決定できるように、すべての避難者に対する財政支援および補助金を提供し続けるべきである。」(A/HRC/23/41/Add.3 パラ 49)
この勧告に関して、日本政府としては対応しないのか。対応しないとすれば、それはなぜか。

- 8) 伊達市小国地区は、除染が行われない世帯もいるうちに勧奨地点指定が解除された。これは問題ではないか。

- 9) 除染目標の $0.23 \mu\text{Sv}/\text{時}$ と、避難指示等の解除の関係は何か。

2. 避難者への賠償の打ち切り／帰還者への新規賠償について

- 1) 伊達市小国地区では、特定避難勧奨地点解除後 3 か月に賠償が打ち切られた。避難していた住民は、帰還に不安をかかえていても賠償が打ち切れ、半ば強制的に帰還を強いられている。このような状況は、原発事故被災者の幅広い救済とはほど遠く、問題がある。

特定避難勧奨地点の解除後、賠償打ち切りまでの期間を 3 か月だとする中間指針第二次追補の内容は検討しなおすべきだと考えるが、いかがか。

- 2) 復興庁の「早期帰還・定住プラン」の中に「避難指示解除を受けて、早期に帰還する住民が直面する困難に着目した賠償について検討を行う」(2. (6)) とされているが、具体的には何を指しているのか？

- 3) 同様に「区域見直し後、避難指示避難指示解除に向けた協議を開始する環境の段階的な整備に応じ、解除後の賠償についての検討を行う」とされている。これは具体的には何を指しているのか？

- 4) 避難指示解除準備区域の場合、賠償打ち切りまでの期間(中間指針でいう“相当期間”)は何か月か。

2. 2013 年 6 月 29 日付朝日新聞記事(「被曝量、事故管理を提案」)に関して、以下ご

回答いただきたい。

- 1) 福島県田村市の除染作業完了後、6月23日に開催された住民説明会での配布資料、政府側出席者、議事録について開示していただきたい。
- 2) この説明会で、政府側が「新型の個人線量計を配布する」と説明したとされている。このような計画はあるのか？ 研究開発を行ったのはどこか？ 従来の個人線量計とどう違うのか。この線量計のメーカー名、仕様、配布台数、配布時期、配布対象についてご教示いただきたい。
- 3) 個人線量計を住民に配布する際に、どのような使用方法を指示するのか。コントロールはどのようにとるのか。住民は、自らの被ばく量を自分で確認することができるのか。各個人のデータはどのように蓄積され、どのように各個人に知らされるのか。
- 4) 上記の個人線量計は、田村市都城地区以外でも配布するか。その場合、いつ、どこに配布するのか。
- 5) 個人線量計を配布されたからといって、実際の被ばく量が減少するわけではない。除染により目標とされている年1mSvまで線量が下がらないのであれば、十分線量が下がるまで避難解除準備区域は打ち切らず、避難住民に対して賠償を支払い続け続けるべきではないと考えるが、いかがか？

以上

※問い合わせ：FoE Japan Tel：03-6907-7217 Fax：03-6907-7219

携帯：090-6142-1807